官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一一六九）　二
○租税特別措置法施行令及び物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一七一）　五
○医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一一七〇）　五
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（一一七二）　六

〔省　令〕
○大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学二九）
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（厚生労働一三七）

〔法規的告示〕
○大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学一一〇）　六
○令和九年度の私立の大学の学部の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間の告示（同一一一）

〔その他告示〕
○出入国在留管理基本計画を定めた件（法務七一）
○伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する件（文部科学一一二）
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件（国土交通一一一八）

〔官庁報告〕
国家試験
公認心理師試験委員の公告（文部科学省・厚生労働省）　一〇
公認心理師試験の施行（同）　一一

重要文化財を国宝に指定する件（文部科学省告示配一）
有形文化財を重要文化財に指定する件（同一）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
税理士登録抹消関係　一四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

本号で公布された法令のあらまし

◇地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二百六十九号）（国土交通省）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十五号）の施行期日は、令和八年十月十六日とする。

◇租税特別措置法施行令及び物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百七十号）（国土交通省）

第１　租税特別措置法施行令の一部改正

第四十三条の四において所要の改正を行う。

第２　物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部改正

第十二条第二項ただし書において所要の改正を行う。

第３　附則

この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十月十六日）から施行する。

◇医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二百七十一号）（厚生労働省）

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）附則第一条第六号に掲げる規定（同法第二条中医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の十二の次に一条を加える改正規定並びに同法第七条第一項、第十七条、第十八条及び第二十九条第一項第三号の改正規定を除く。）の施行期日は、令和九年四月一日とする。

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第二百七十二号）（厚生労働省）

1　短時間被保険者に係る厚生年金保険料に関する経過措置（以下「保険料調整制度」という。）

(1)　政令で定めるものとされた保険料調整制度の適用の申出をすることができる適用事業所及び当該適用事業所における基準日を定める。（第一条関係）

(2)　政令で定めるものとされた存続厚生年金基金の加入員を使用する事業所の事業主が保険料調整制度の適用を受ける場合における増加負担割合を定める。（第二条関係）

(3)　保険料調整額を算定するに当たり、各被保険者の保険料調整額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算するものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算するものとする。（第三条関係）

(4)　保険料調整制度の適用の申出ができない事業所として、保険料調整制度の施行日において現に特定適用事業所である事業所等を定める。（第六条、第七条関係）

(5)　保険料調整制度の適用の申出をした適用事業所の事業主が、当該事業主の負担すべき短時間被保険者に係る厚生年金保険料を負担していないときは、その負担をしていない月以降の月分の厚生年金保険料については、保険料調整制度の適用をしないものとする。（第八条関係）

(6)　短時間被保険者に係る健康保険料に関する経過措置について、(1)及び(3)から(5)までに準じた措置を行う。（第九条～第十四条関係）

(7)　その他所要の規定を整備する。

2　施行期日

この政令は、令和八年十月一日から施行する。

（附則関係）